

「北海道Lアラート利活用連絡会」 設立趣意書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震や太平洋沿岸を中心とした津波等により、甚大な被害をもたらしました。

ここ北海道においても、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震のような大規模災害発生の可能性が指摘されており、このような災害による被害を最小限にとどめるためには東日本大震災から得られた数多い教訓を踏まえ、防災行政無線も含め、テレビ・ラジオ・携帯電話・インターネット等の既存の多様な情報伝達手段をフル活用し、多重的に「伝える」ことで、必要な災害情報がすべての住民に確実かつ迅速に「伝わる」ようにすることが防災面において極めて重要であり、このために必要な情報通信基盤を整備し、有効利用していくことが求められています。

このような理念の実現に向け、国では、災害情報を住民に対して迅速かつ効果的に伝達するため、情報発信者と情報伝達者を効果的に結びつける共通基盤である「Lアラート[®]（災害情報共有システム）」の導入を推進しており、この方針は平成25年12月11日に制定・公布された「強くてしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定）や「世界最先端IT国家創造宣言工程表（改定）」（平成26年6月24日 IT戦略本部決定）等の政府決定に明記されるとともに、総務省の「スマート・ジャパン ICT戦略」（平成26年6月20日）における重点プロジェクトの一つにも位置づけられてきたところです。

一方、地方公共団体では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画を策定し、災害情報を住民へ迅速かつ確実に伝達するとともに各種災害情報の収集連絡及び提供に努めるため、ICT分野の技術の進展も踏まえ、地域の実情に応じた情報通信システムの整備などが進められています。

ここ北海道では平成26年7月のLアラートの本格運用開始から2年目を迎え、その利用者が拡大する傾向にある現在、災害発生時においてLアラートの安定的な運用が確保されるよう、災害に係る情報を取り扱う関係者の連携を充実させることが課題となっています。

特に、災害時にLアラートに発信された避難勧告・指示やライフライン情報など地域の安心・安全に関する情報が、テレビ・ラジオ・携帯電話・インターネット等の様々なメディアにより地域住民に迅速かつ効率的に伝達されるためには、Lアラートを利用する関係者が平時から運用への習熟や、相互の連携を強化することが肝要です。

このような考え方を共有しながら、Lアラートの円滑かつ効果的な利活用に向けた環境整備を推進することを目的に、「北海道Lアラート利活用連絡会」を設置するものです。